

第14回 新型コロナウイルス感染症長野市対策本部会議 次第

日時：令和3年8月18日(水)

午前10時15分

場所：庁議室

1 開 会

2 本部長 あいさつ

3 議 事

(1) 市内の感染状況について

(2) 市の対策について

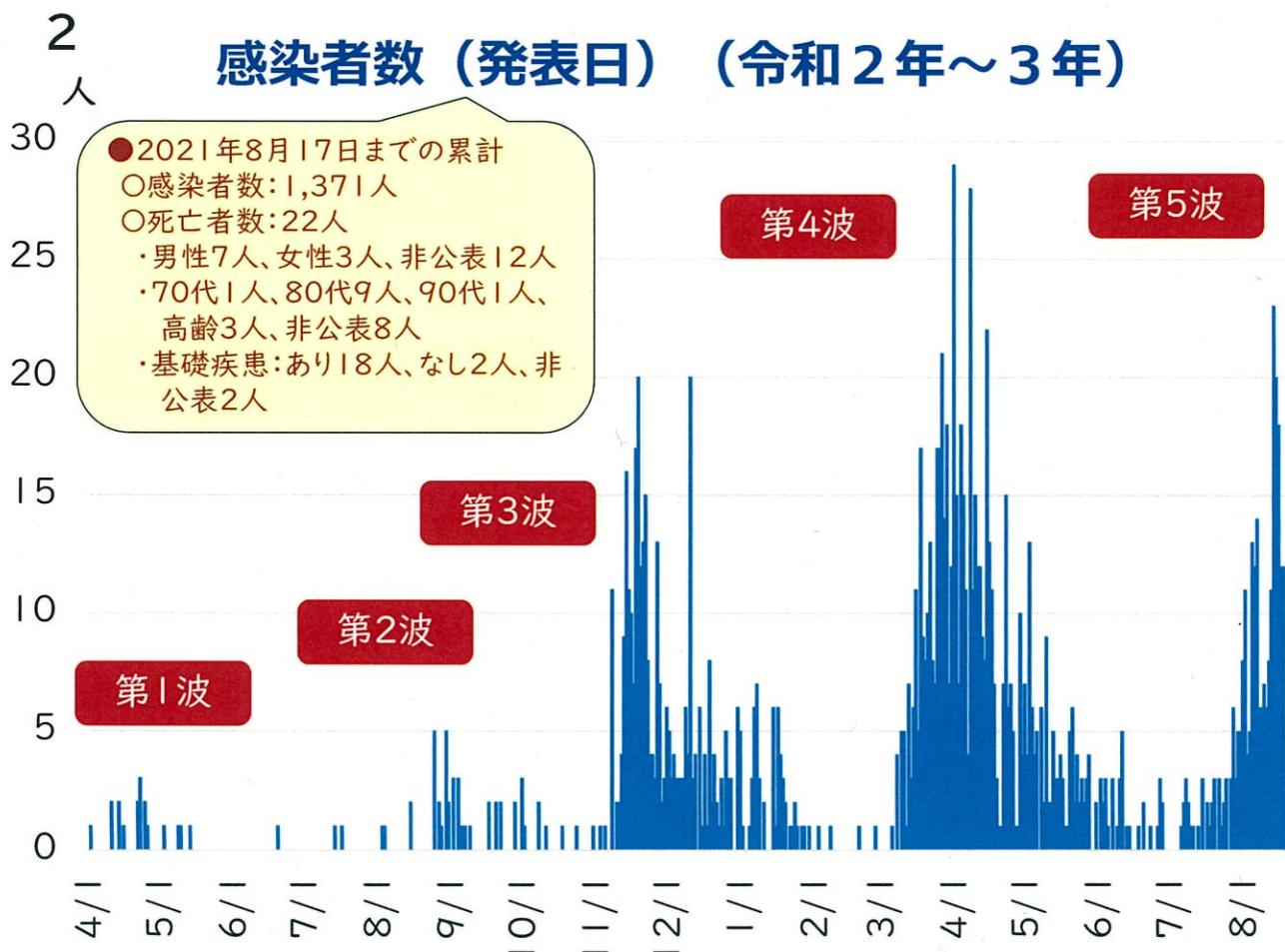
3 そ の 他

4 閉 会

長野市における 新型コロナウイルス感染症の状況

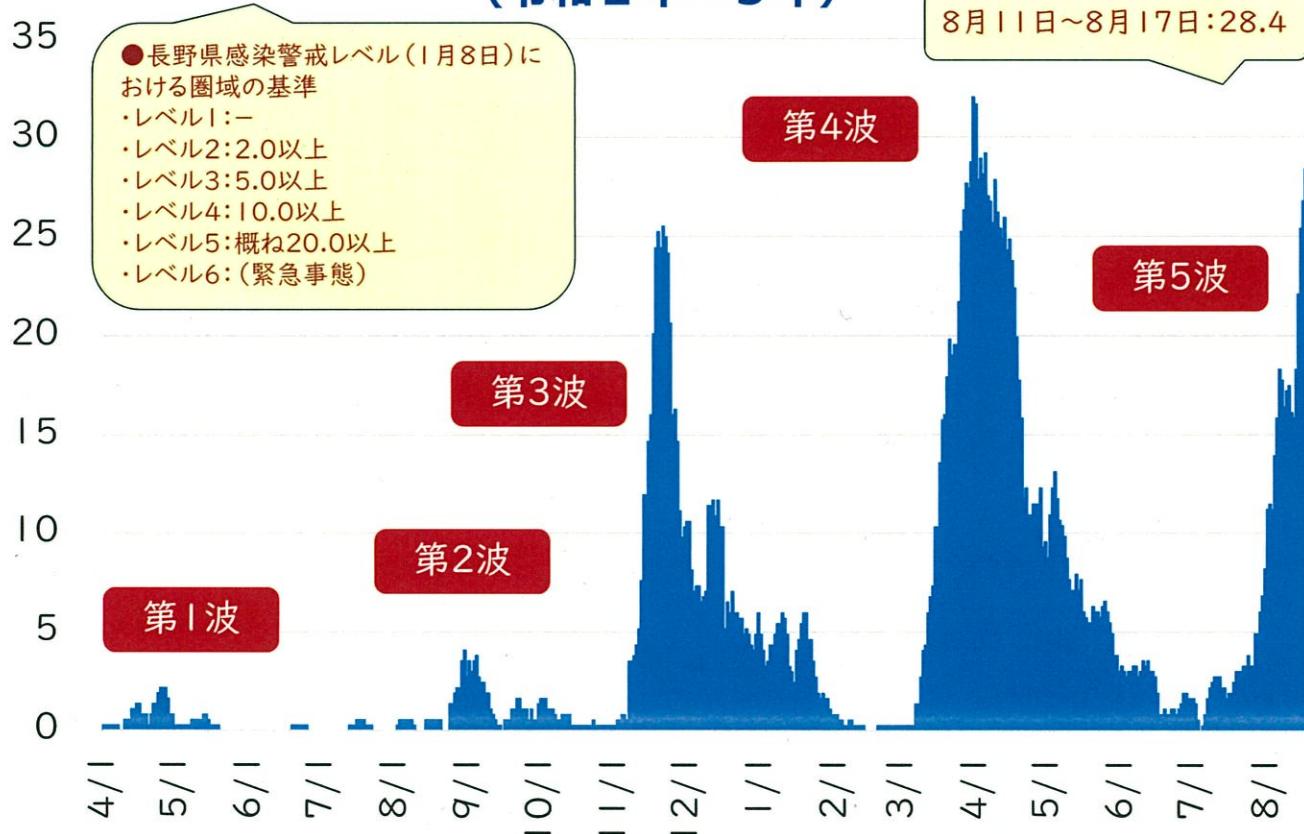
令和3年8月18日

長野市保健所



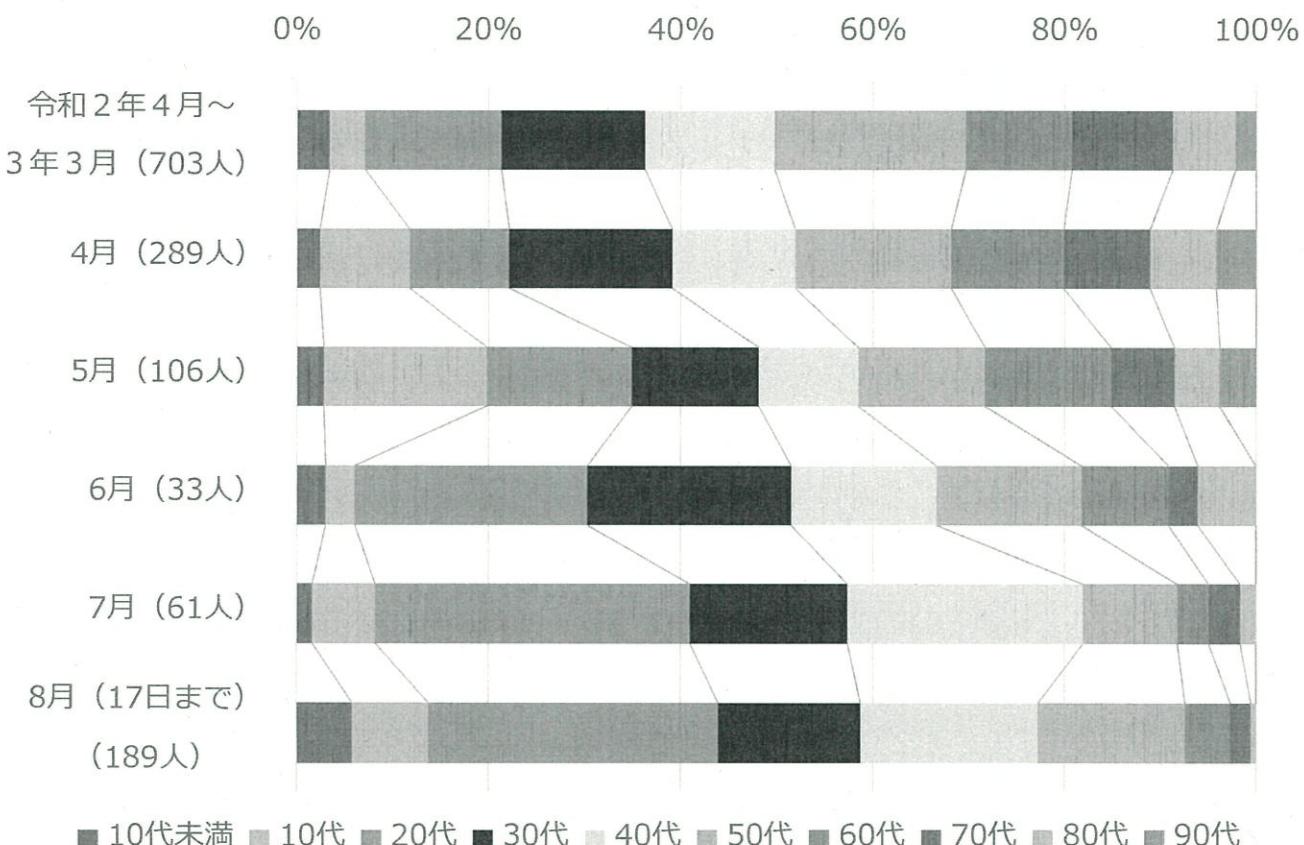
3

直近1週間人口十万対感染者数（発表日） (令和2年～3年)



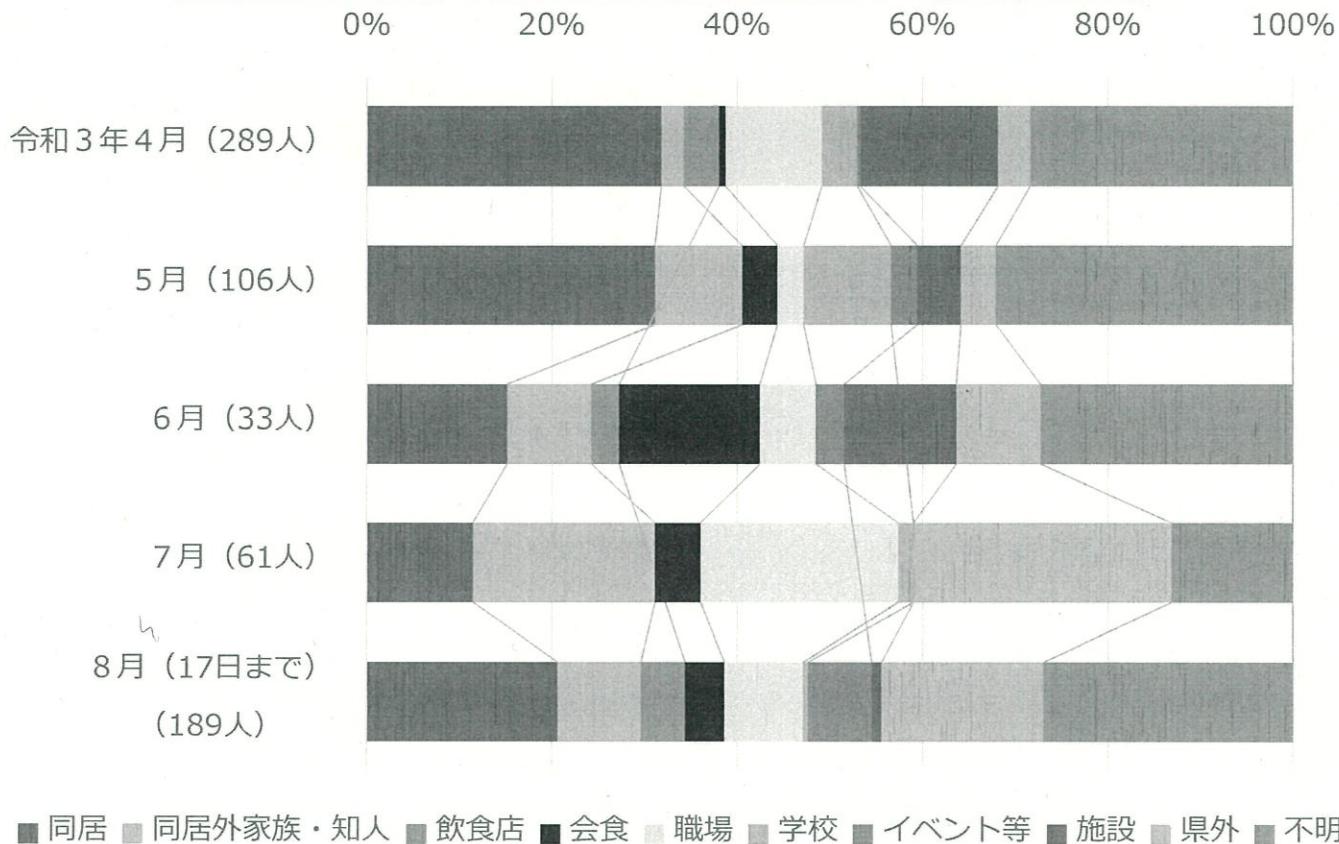
4

年代別感染者割合（発表日）



5

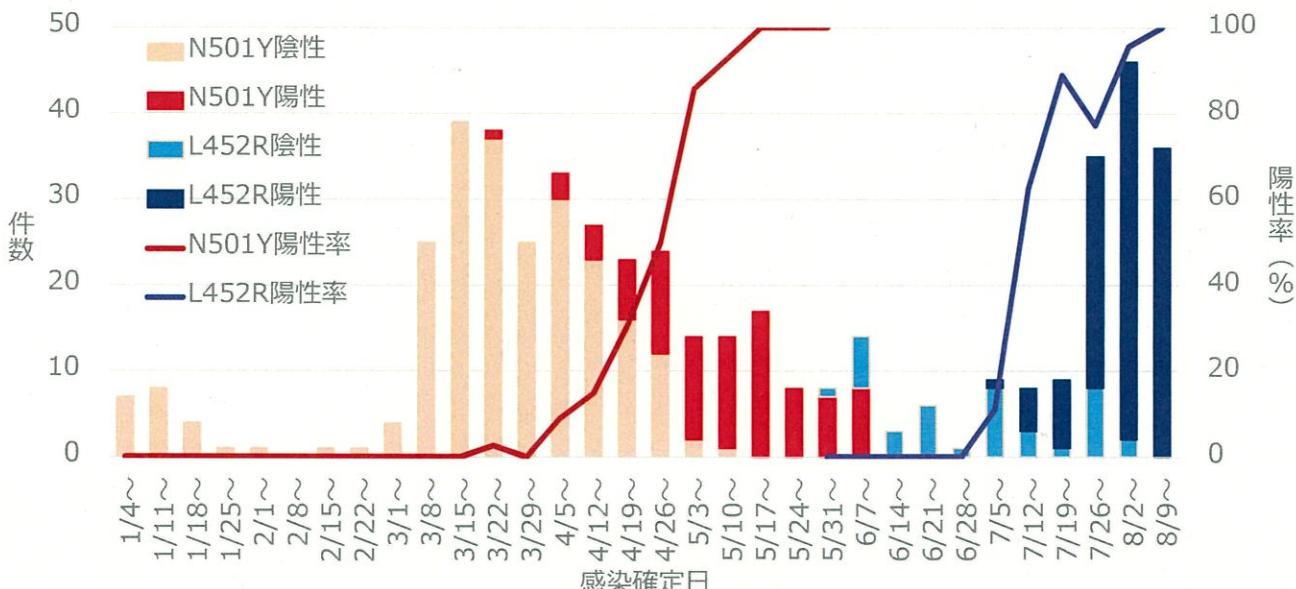
推定感染経路別感染者割合（発表日）



6

変異ウイルスの状況（令和3年～）

- N501Y変異（6月11日で検査終了）
 - 92例、うち59例がα株（イギリス型）
- L452R変異（6月11日から検査開始）
 - 68例、うち4例がδ株（インド型）
- 保健所環境衛生試験所におけるスクリーニング検査の状況



長野圏域の一部市町村の感染警戒レベルを 5 に引き上げ
「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出します

令和 3 年 8 月 16 日
新型コロナウイルス感染症長野県対策本部

1 感染の状況等

- 長野圏域における直近 1 週間（8 月 9 日～15 日）の新規陽性者数は 125 人、人口 10 万人当たりでは 23.43 人で、前週（8 月 2 日～8 日）と比較して 1.7 倍と急増しています。
- 帰省や仕事などによる首都圏等県外との往来歴がある方の陽性事例が多数確認されているほか、感染経路不明者から家族や職場の同僚に感染が拡大する事例が後を絶たず、今後のさらなる感染の拡大が懸念される状況となっています。
- 8 月 6 日には全県に「医療警報」を発出し、県民の皆様のご協力をいただきながら、県として全力を挙げて対策を講じていますが、全県の確保病床に対する入院者の割合は 46.9% (R3.8.15 時点) と「医療非常事態宣言」発出の目安となる 50% に迫っています。
- 長野圏域における感染がさらに拡大すれば、全県の医療提供体制にも大きな影響を及ぼす恐れがあります。

2 「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」の発出

感染警戒レベル 5 相当となった長野圏域のうち、感染の拡大が顕著な市町村及び感染が広がるおそれがある市町村（以下「該当市町村」）について、感染警戒レベルを 5 に引き上げ「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」を発出（本日から 8 月 29 日まで。）します。

該当市町村
長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村

3 デルタ株対策の心得

デルタ株が全国的に猛威を振るっています。感染力の強さや重症化しやすさが指摘されているデルタ株に感染しない・させないために、「飛沫感染」、「エアロゾル感染」、「接触感染」を意識し、以下の基本的な感染防止対策をより厳格に行ってください。

- 屋内及び人との会話時は、マスクを正しく着用（不織布マスクを推奨）
- マスクをしていても人との距離は最低 1 メートルを確保
- 屋内や車内は十分に換気（屋内では 30 分に一回以上、数分間程度窓を全開）
- 人と同じものを触ることを避け、適切なタイミングで正しく手洗い・手指消毒
- ワクチン接種済みの方も上記の対策を

4 該当市町村における県としての対策

(1) 県民、来訪者・旅行者の皆様への協力依頼

- ① 人と会う機会ができるだけ減らすようお願いします（特措法第 24 条第 9 項）
(人と会う時は、距離をとり短時間で。普段会わない方と会う場合は特にご注意を。)
 - 可能なら電話やオンラインで済ませてください。
 - 混雑する場所、換気の悪い場所は極力避けてください。

- ② ご自宅等も含め、会食の際には次のことをお願いします（特措法第24条第9項）
 - 同窓会や親族の集まりなど、普段会わない方との会食は控えてください。
 - 同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染対策の徹底が困難な場合には実施を控えてください。
 - できるだけ黙食とし、会話をする際にはマスクを着用してください。
 - 「信州の安心なお店」認証店の利用を推奨します。
- ③ 20時以降に酒類を提供する飲食店等を利用する場合は、長野県が認証している「信州の安心なお店」を選択し、1グループは同居家族又は4人以内、利用する時間は2時間以内とするとともに、感染対策を徹底するようお願いします
- ④ 飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）におけるカラオケ設備の利用を自粛するようお願いします
- ⑤ 信州への帰省及び県外への訪問は、控えるようお願いします（特措法第24条第9項）
- ⑥ 出張等での来訪者、旅行者の方は、上記①、②及び「信州版 新たな旅のすゝめ」を守るようお願いします（特措法第24条第9項）。また、③及び④についてもご協力をお願いします。

（2）事業者の皆様への協力依頼

【利用者、お客様に対する感染防止策】

- ① 商業施設・観光施設など、不特定多数の方を受け入れる施設の管理者は、状況に応じ入場制限等を実施してください（特措法第24条第9項）
 - 入場者数の制限（人ととの距離を概ね2メートル程度確保）
 - 施設内での物理的距離の確保
 - 十分な換気
 - 客が手を触れられる箇所の定期的な消毒
 - 客の健康状態の聞き取り、入口での検温
- ② 飲食を主として業としている店舗（スナック、カラオケ喫茶等）においては、カラオケ設備の利用提供を控えるようお願いします
- ③ イベントの開催は慎重に検討してください（特措法第24条第9項）
 - 感染リスクを低下させる対策が困難な場合は、延期や中止を検討してください。
- ④ 観光関係者は地域で連携して感染防止対策に取り組んでください

【従業員に対する感染防止対策】

- ⑤ 在宅勤務・テレワークの推進をお願いします
- ⑥ 職場の感染対策を改めて点検・徹底してください
 - 労働局が作成した「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」で点検してください。
- ⑦ 感染リスクが高い場所（食堂、寮など）での行動等について、従業員への注意喚起をお願いします

【営業時間短縮等の協力要請】

- ⑧ 酒類の提供を行う飲食店等に対し、施設の使用制限・停止（休業・営業時間短縮）について協力を要請します（特措法第24条第9項）
- 第5波になって以降、飲食店での飲食を起因とする感染事例が少ないと想定されることは、飲食店の皆様の感染防止の取組のおかげであり、深く感謝いたします。
 - 現在、感染はデルタ株への置き換わりが進み、過去に経験したことのないスピードで感染が拡大しており、特に、大人数や長時間に及ぶ飲酒を伴う飲食の場面は、感染リスクが高くなるおそれがあります。（マスクを外す、大声になり飛沫が飛びやすい、仕切られた空間に大人数が密集する 等）
 - このため、感染拡大を未然に防ぐ観点から、酒類を提供する飲食店等への営業時間短縮等の要請を行います。

【要請期間】8月19日から8月29日まで

【対象地域】長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村

【要請内容】

種類	区分	要請の内容	
接待を伴う飲食店、飲食店（酒類の提供を行うものに限る） (特措法施行令第11条第1項第11号に該当する施設)	「信州の安心なお店」認証店	営業時間短縮 (5時～20時) (特例あり※)	
飲食店等（酒類の提供を行うものに限る） (特措法施行令第11条第1項第14号に該当する施設)	「信州の安心なお店」非認証店	ガイドライン遵守	営業時間短縮 (5時～20時)
		ガイドライン非遵守	休業

※「信州の安心なお店」認証店における特例

- ・ 認証店は、20時以降も営業を継続するか、時短要請に応じるかを選択できます。（営業を継続した場合は協力金の支給対象外です。）
- ・ 営業を継続する場合は、20時以降は、1グループは「同居家族又は4人以内」、利用する時間は「2時間以内」に限定します。
- ・ 営業を継続する認証店の皆様に対しては、要請期間中に巡回し、対策状況を確認します。
- ・ 新たに認証申込があった場合は速やかに確認し、認証手続きを進めます。

なお、「信州の安心な店認証制度」は認証店における新型コロナウイルス感染のリスクゼロを保証するものではありません。

該当市町村にお住まいの皆様、訪問される皆様、事業者の皆様は「この夏を過ごすにあたつてのお願い(7月30日改定)」（別添参照）にもご留意ください。

（3）子どもへの対策

- ① 県立学校においては、感染症対策を講じても、なお感染リスクの高い活動については、中止または延期します
- 感染リスクの高い学習活動の中止
 - 安全な実施が困難である学校行事の中止・延期

- 部活動の活動時間の短縮と、学校が独自に行う練習試合、合宿の中止
- ② 特に、夏季休業期間中は、真に必要な場合以外は、学習活動、学校行事、部活動等は行いません
- ③ 市町村立及び私立の学校設置者に対して、県立学校と同様の対応とするよう協力を要請します
- ④ 保育所等設置者や子どもの居場所を管理・運営する者に対して、感染防止対策を講じてもなお感染リスクが高い活動の中止・延期と感染防止策の徹底について協力を要請します

(4) 県が実施する対策

- ① 県の要請に応じて営業時間の短縮等を行った事業者に協力金を支給します
(詳細については各飲食店等に別途送付するチラシをご覧ください。)
- 【全体】**
 - 売上げ規模に応じて支給 (2.5~7.5万円／日) ※中小企業の場合
- 【信州の安心なお店認証店（特例）】**
 - 既に認証されている事業者様

20時以降も営業を継続するか、全期間時短要請に応じるか、原則として要請開始日に選択していただく（要請期間中に変更することはできません）
 - 要請期間中に新たに認証された事業者様

認証日まで：時短要請に応じていただく（協力金の対象）
認証日：20時以降の営業継続か、時短要請に応じるか選択いただく
- ② 地域経済を活性化するために該当市町村が行う事業者支援の取組に対し交付金を支出します
- ③ 陽性者を早期に発見し、感染拡大を防ぐため、
 - 積極的疫学調査によるPCR検査等を広範に実施します
 - 感染状況に応じた集中的な検査を検討します
- ④ 県の公共施設について、感染対策の徹底や休止等の措置を検討するとともに、該当市町村に対しても同様の検討を行うよう協力を要請します
- ⑤ 県機関においては、在宅勤務・テレワークや勤務時間の割振り等により、執務室内での従事職員数を概ね5割削減します

新型コロナウイルス感染症に係わる差別や誹謗中傷は絶対にやめてください。
 新型コロナへの感染は、注意していても完全に防ぐことはできません。仕事や家庭の事情等で緊急事態宣言発出地域等から来県される方もいらっしゃいます。様々な理由によりワクチン接種を受けられない方もいます。
 差別や誹謗中傷を恐れた受診控えなどは、かえって感染の拡大にもつながりかねません。
 「思いやり」の心を持ち、「支えあい」の輪を広げ、県民みんなでこの危機を乗り越えていきましょう。

10 圈域の感染警戒レベル (R3. 8. 16 現在)

感染警戒レベル5の圏域等

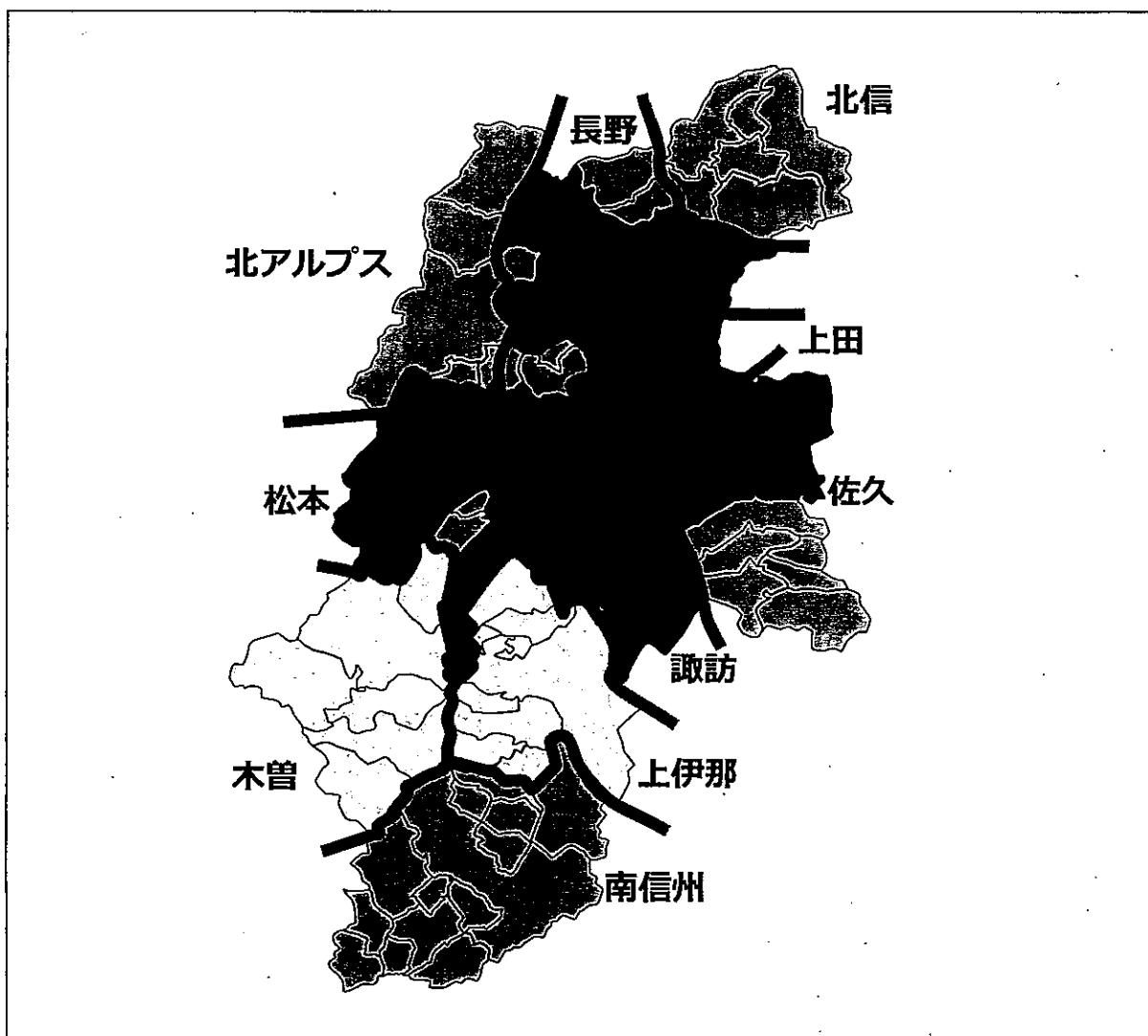
2圏域 14市町 小諸市、佐久市、軽井沢町、御代田町、立科町、
上田圏域、諏訪圏域、松本市、塩尻市、安曇野市、
長野市、須坂市、千曲市、坂城町、小布施町、高山村

感染警戒レベル4の圏域

6圏域 佐久圏域、南信州圏域、松本圏域、北アルプス圏域、
長野圏域、北信圏域

感染警戒レベル3の圏域

2圏域 上伊那圏域、木曽圏域



この夏を過ごすにあたってのお願い（7月30日改定）

別添

～第5波を防ぎ、安心で元気な長野県を取り戻しましょう～

※改定箇所下線

現在、東京都を中心とする首都圏だけではなく、関西圏をはじめ全国の多くの地域で新型コロナウイルス感染症の新規陽性者数が増加傾向となっており、感染力が強いと言われるデルタ株の置き換わりも進む中で、これまで経験したことのない感染拡大となっています。

省内においても、感染経路が県外と推定される事例のほか同居家族や知人の間での感染や感染経路不明の事例が多く確認されており、新規陽性者数は急増しています。

新たな人流の増加が見込まれる夏休み・お盆を迎えるなかで、この時期の過ごし方は、**第5波の拡大を防ぎ、安心で元気な長野県を取り戻すために極めて重要です。**

このため、7月22日から8月22日までを「**感染対策強化期間**」とします。

県民及び事業者の皆様には、この期間中、特に次の点についてのご協力をお願いいたします。

令和3年7月30日

長野県知事 阿部 守一

ウイルス（デルタ株等）を県内に持ち込まないために

- 信州への帰省及び県外への訪問については、この期間中はできるだけ控えてください。

県内の見せしを広めないために

- 基本的な感染防止対策を改めて徹底してください。
- 人との接触機会をできるだけ少なくしてください。
- 体調に異変を感じた場合（発熱やせき、のどの違和感や鼻水、だるさ、味覚・嗅覚の異常など）は、外出せず、速やかに医療機関に相談してください。
- 普段会わない方との会食は控えてください。特に、同居のご家族以外で行う飲酒を伴う5人以上の会食については、感染対策の徹底が困難な場合には実施を控えてください。
- 会議やイベントについては、小規模化・分散化・リモート化・短時間化を徹底してください。

安心で元気な長野県を取り戻すために（ワクチン接種について）

- ワクチンの効果と副反応を知った上で、ワクチン接種をご検討ください。
- 多くの人がワクチン接種を完了するまでには時間がかかることから、接種がお済みの方も含め、引き続き、感染対策の徹底をお願いします。

「思いやり」と「支え合い」で新型コロナを乗り越えましょう

- 県外への訪問が必要な方や、様々な理由によりワクチン接種を受けることができない方もいます。差別や誹謗中傷は行わず、県民お一人おひとりが「思いやり」の心を持ち「支え合い」の輪を広げましょう。

新型コロナウイルス長野市域感染警戒レベル5の対策について

1 市の取組

	レベル4	レベル5
広 報	<ul style="list-style-type: none"> ・市長メッセージ 7/30 ・市長動画配信 8/3 ・防災行政無線 (8/6~8/22 午前10時) ・ホームページ、ツイッター ・トイゴビジョン ・広報車巡回啓発 広報車2台 (8/6~8/22 午後4時~6時) 	<ul style="list-style-type: none"> ・市長メッセージ更新 ・市長動画配信更新 ・+市長からの呼びかけ <p style="text-align: right;">➡ 繼続</p>
対策の依頼	<ul style="list-style-type: none"> ・各部局から事務所等関係機関に文書で依頼 8/6~ 	<ul style="list-style-type: none"> ・住民自治協議会へ周知 (地域活動支援課)
時短要請等		<p>県の要請に基づき実施 (商工労働課)</p>
市有施設等休止・休館	施設利用者への感染対策の徹底	<p>➡ 繼続 (休止する主な施設) ・高齢者活躍支援課所管施設 (老人福祉センター等)</p>
イベント中止・延期等検討	(主なイベント) 成人式、狂犬病予防集合注射	(主なイベント) 出前講座、みどりの見学、秋のごみゼロ、施設見学等

感染警戒レベル引き上げに伴う長野市長メッセージ

8月16日、新規陽性者数の急増を踏まえ、長野県により、一部町村を除く「長野圏域」の感染警戒レベルが「5」引き上げられ、感染が顕著に拡大している状態である「新型コロナウイルス特別警報Ⅱ」が発出されました。

私から市民の皆さんに、以下の点について改めてお願ひいたします。

- 1 緊急事態宣言等が発出されている、県外の感染拡大地域との往来は、できるだけ控えてください。
- 2 他人と話をしたりする際にはマスクを正しく着用し、食事を共にしたりする場合にはマスク会食を徹底してください。
- 3 親戚や友人の集まり、職場などでは、感染防止策がおろそかになりがちなため、気を緩めることなく対策を行ってください。
- 4 こまめな手洗い・手指消毒を行うとともに、換気を徹底してください。
- 5 熱がある場合だけでなく、鼻・のどの違和感、だるさなどの症状が出たら、軽い症状でも、人との接触を避け、速やかに医療機関を受診してください。
- 6 ワクチン接種済みの方も油断せず、上記の対策を行ってください。
- 7 県から営業時間短縮等の協力要請を受ける事業者の皆さんに、ご協力をお願いします。

現在市内では、50代までの比較的若い世代の感染が大半を占めています。デルタ株に感染すると、若い人でも中等症以上となる事例も見られます。ご自身が苦しまないために、そして医療機関の負担を増やさないためにも、若い世代の皆さんには、これらの感染防止策を徹底してください。

市民の皆様のご理解、ご協力をお願ひいたします。

令和3年8月17日

長野市長 加藤 久雄

長野市新型コロナウイルス感染症対応方針（8月18日～）（案）

令和3年8月18日

長野県においては、長野圏域の新規陽性者数の増加により、8月16日に感染警戒レベルを「5」「特別警報II」に引き上げました。

全国的に、1都2府10県においては、緊急事態宣言（9/12まで）が、1道15県においては、まん延防止等重点措置（9/12まで）が実施され、デルタ株（変異株）による感染拡大が続いている状況です。

本市においては、円滑なワクチン接種を推進するとともに、引き続き感染防止対策を徹底し、感染の拡大防止に向けた対応を実施します。

1 ワクチン接種の推進について

【ワクチン接種の実施等】

- 関係機関（医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会及び大学）の協力のもと個別接種、集団接種によりワクチン接種を推進しています。
- 64歳以下については、国及び県からのワクチン供給量に柔軟に対応しながら早期の終了をめざします。

2 市民の皆様へ

【感染防止策の徹底】

- 基本的な感染防止策（「3つの密」を避ける、人と人との距離を確保する、人と会話をする際にはマスクを着用する、手洗い等の手指衛生を実行するなど）を継続し、「新しい生活様式」を徹底してください。
- 密な室内での大人数の飲食、長時間（概ね2時間超）に及ぶ飲食、感染拡大予防ガイドラインを遵守していない酒類の提供を行う飲食店の利用など感染リスクの高い飲食は避けてください。飲食店等が行う感染防止策に協力してください。(特措法第24条第9項)
- 飲食時においてはマスク会食を徹底して、会話をする際はマスクを着用するとともに、普段会わない方との会食は特に注意してください。
- 家庭内にあっても、マスク着用と、手指衛生（手洗い・消毒）に心がけてください。
- 同居の家族以外で行う、飲酒を伴う5人以上の会食は、感染リスクが高まりますので、徹底した対策を講じてください。それが困難な場合は実施を控えてください。
(特措法第24条第9項)
- 本人または同居者に発熱や風邪等の症状がある場合には外出しないでください。
- 高齢者や基礎疾患のある方は不要不急の外出を自粛してください。
- 人と会う機会をできるだけ減らすようお願いします。
(特措法第24条第9項)

【県内外との往来について】

- 県外への訪問に当たっては、感染性が高いとされる変異株が首都圏などを中心に広がっている

ことから、基本的感染防止策の徹底や、人との接触機会を最大限減らし滞在時間もできるだけ少なくする、大人数での会食等リスクが高い行動を控えるなど慎重な行動をお願いします。こうした対応が難しい場合は、訪問の中止・延期を含めて慎重な対応をお願いします。

- 感染拡大地域等^{*}への訪問は自粛してください。(特別措置法第24条第9項に基づく県知事の要請)・
- 感染拡大地域等を往来された方は、高齢者や基礎疾患のある方等がいるご家庭への訪問を控えるとともに、自ら健康観察を行い、発熱等の症状がある場合には早めの相談・受診をお願いします。
- 県内においても感染者が増加している地域がありますので、県内の移動に当たっても慎重な行動をとるようお願いします。

※ 感染拡大地域等

緊急事態措置やまん延防止等重点措置の対象区域、及び、直近1週間の人口10万人当たりの新規陽性者数が15.0人を上回っている都道府県。(R3.8.13現在:北海道、青森県、岩手県、宮城県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県、富山县、石川県、福井県、山梨県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、岡山県、広島県、山口県、香川県、愛媛県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県。県ホームページで随時お知らせ)並びに、自治体から外出自粛が呼びかけられている地域。なお、必要に応じて感染拡大地域以外への訪問等について県が注意喚起を行う場合があります。

【人権への配慮についての依頼】

- 患者・感染者、医療従事者、感染が広がっている地域等に滞在していた方、県外から来られた方等に対する不当な差別や偏見、誹謗中傷、いじめ等が生じないよう、誰もが感染する可能性があるという意識を持ち、冷静な行動をお願いします。

3 事業者の皆様へ

【施設・店舗等における感染防止策の徹底等の依頼】

- 業界ごとに策定される感染拡大予防ガイドラインを踏まえ、適切な感染防止策(入場者の制限(席数や面積に応じた制限等)、施設内での物理的距離の確保、客が手を触れられる箇所の定期的な消毒、客の健康状態の聞き取り、入口での検温、マスクの着用、換気等)の徹底をお願いします(特別措置法第24条第9項に基づく県知事の要請)。
- 市や県が作成したポスター等を活用して、利用者が安心して利用できるよう感染防止策を周知してください。
- 大人数が集まるイベント等の実施については、慎重な検討をお願いします。
(特別措置法第24条第9項に基づく県知事の要請)。
- 施設・店舗等を利用する方に、飲食時におけるマスク会食の徹底など、感染防止策への協力を呼び掛けてください。
- 県が、市内全域の酒類の提供を行う飲食店等に対して、8月19日から29日までの間、営業時間の短縮等を要請しています(特別措置法第24条第9項に基づく県知事の要請)。
該当する事業者の皆様は要請の内容をご確認いただくとともに、特段のご協力をお願いしま

す。

【職場・施設等の対応】

- 従業員等の健康状態を確認し、発熱、のどの痛み、だるさ等の症状がある場合には出勤させず、早めの受診を促してください。従業員等の同居者の健康状態にも注意してください。
- 利用者の健康状態を確認し、発熱、のどの痛み、だるさ等の症状がある方は、帰宅させるなど施設等の利用を控えてください。
- 事務室、食堂、更衣室・休憩室等も含めた職場においては、換気や3密回避などの基本的な感染防止策を講じるとともに、食事の際はマスク会食を徹底してください。
- 食堂、喫煙所等のマスクを外す場所では、利用時間をずらし、人ととの距離を十分に空け、会話をしないようにしてください。
- 事業所としても、上記【県内外との往来について】配慮してください。

4 市としての取組

【市有施設等の対応】

- 各施設の特性を踏まえ、施設利用者等の感染対策を徹底して利用を継続します。
- 全国的な感染爆発の現状において、感染対策を徹底してもなお、利用者等の感染リスクが高い施設は休止・休館することとします。
- 感染警戒レベル5の期間中、3密が避けられないイベント等の新規利用申込は停止します。
予約済利用団体へ、イベント等の延期又は中止の意向の有無を確認し、実施する場合は、主催者として感染対策の徹底を呼びかけます。

【市主催イベント等の対応】

- 大人数が集まるイベント等の実施については、県の対応方針を踏まえ慎重に検討し、開催する場合は、感染リスクへの対応として、消毒の徹底、マスクの着用等、基本的感染対策を講じた上で開催します。

【医療提供体制や検査体制の強化】

- 患者が増加した場合に備えた必要病床数の確保、医療資材の供給等の医療提供体制の整備、PCR検査体制の充実及び福祉施設での自主検査に対する補助等について、長野県と連携して迅速に取り組みを継続します。

【地域の支え合いによる消費の促進】

- 大きな消費の落ち込みの影響を受けている事業者を応援するとともに、地域の事業活動における消費の促進を支援します。

【市の業務体制の改革】

- 「新型コロナウイルス感染症対策」や「市民の生命・財産への影響が大きい業務」の執行体制を確実に確保した上で、これ以外の業務については、時差出勤やテレワーク等の実施により各所属の執務室における職員数の低減を継続します。

(保健福祉部)

感染警戒レベル5の対応

【高齢者活躍支援課】

1 所管施設の休館

老人福祉センター11か所

ふれあい交流ひろば6か所

老人憩の家9か所、シニアアクティブルーム1か所

湯～ぱれあ高齢者ゾーン1か所)

2 信州新町福祉センターでの開催講座中止

3 シニアライフアカデミーの中止

4 健康麻将の中止

(期間)

感染警戒レベル⑤の期間

(休止・休館の理由)

高齢者や基礎疾患のある方の不要不急の外出自粛を求められている中、当該施設は高齢者施設であり、施設で実施している講座や入浴時等には、マスクを外すこともあることから休館とするもの